

みんなで築こう 人権の世紀

— 考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心 —

人権をめぐる課題 ～インターネットを悪用した人権侵害～

近年、インターネットの普及によって、コミュニケーションの輪が広がり便利になる一方、インターネットを悪用した行為が増加し、他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込みなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流出する事件が発生しています。

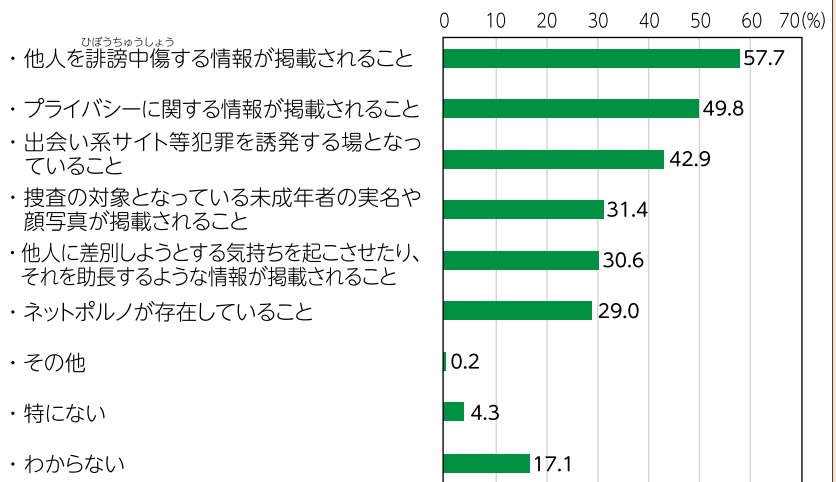
このような情報が、いったん、インターネット上に流出すると、あっという間に広まり、その後コピーが出回るなど、情報の回収は極めて困難となります。

そのため、インターネットで人権の侵害を受けた人は、長い期間苦しむこととなってしまいます。

気軽に利用できるインターネットですが、人権を侵害してしまうこともあるということを認識し、使用する際は注意を払いながら、お互いの人権を尊重する社会を築いて行きましょう。

インターネットによる人権侵害についての世論調査

Q. インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？（複数回答）



出典：内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成24年8月調査）より



長崎市立琴海中学校3年 坂本 緯莉亜 さん

平成26年度「人権ポスター」最優秀作品 (主催/長崎市教育委員会)



長崎市立横尾小学校1年 原口 結奈 さん

人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。

この制度は、様々な分野の人たちが地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設され、諸外国では例を見ないものです。

現在、約14,000名の委員が全国の各市町村（東京都においては区を含む。）に配置され、積極的な活動を行っており、法務局における人権相談所に加え、市役所等の公共施設、社会福祉施設や商業施設などにおいても、特設人権相談所を随時開設し、住民の皆さんからの人権相談（相談無料、秘密厳守）に応じています。

どうぞ、困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください。
(相談窓口は、4面に掲載しています。)



現在、長崎市内では22名の人権擁護委員が、人権相談や啓発活動などを行っています。

阿部 康博	大岩 道子	大串 明	片山 シノブ	川島 陽介
栗山 洋子	下平 哲也	杉本 良和	染木 富美代	高比良 芳紀
田中 直子	中村 尚志	野々村 直子	野本 美和子	濱田 みさ
林田 克己	東島 尚志	三浦 一太郎	三浦 武志	宮地 一重
森 茂八郎	森田 マサ子			

※平成27年1月1日現在 50音順、敬称略

法務局の人権相談から問題解決までの流れ

① 被害の申告・相談

事案の内容や具体的な被害について、法務局の職員又は人権擁護委員がお聞きします。
(窓口、電話、インターネットから。)



③ 救済措置

調査結果に基づき、人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて適切な措置を取ります。(関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを目的とするもので、強制力はありません。また、人権侵害の事実を認めることができない場合もあります。)



② 調査

法務局の職員とともに人権擁護委員が、必要に応じて調査を行います。(調査は、関係者の任意の協力を得て行います。)



④ 処理結果通知・アフターケア

相談者に対し、事案の調査や処理の結果をお伝えします。その他、手続き終了後も必要に応じて適切な対応を行います。



人権侵犯事件数

平成25年人権侵犯事件数（長崎地方法務局管内）

件名	受理	処理	件名	受理	処理
私人間の侵犯事件	269	252	公務員等の職務執行に伴う侵犯事件	110	97
暴行虐待	55	55	特別公務員による侵犯	1	1
社会福祉施設における侵犯	22	10	教育職員による侵犯	18	11
プライバシーに関する侵犯	17	17	学校によるいじめ	82	76
労働権に対する侵犯	25	25	刑務職員による侵犯	7	7
住居・生活の安全に対する侵犯	90	90	その他の公務員による侵犯	2	2
強制強要	45	42	合計（単位:件）	379	349
その他	15	13			

（出典/平成26年度長崎県人権擁護委員連合会総会資料より抜粋）

人権侵害救済事例

（事例）継父による子に対する虐待

《相談内容》 中学生から、母親の再婚相手から虐待を受けているとして、手紙による相談「子どもの人権SOSミニレター」が送付されました。



《救済措置》 緊急性があると判断した法務局は、直ちに児童相談所に通告した後、速やかに被害者が通う中学校に赴き、中学校教員、児童相談所職員、法務局職員の三者間で被害者への対応等を協議した上、法務局職員が被害者と面談して事実関係を確認するなど、関係機関と連携した対処を行った結果、被害者は、ミニレターが法務局に送付された当日中に一時保護されました。



（出典/法務省発行「平成26年度 人権の擁護」より抜粋）

「人権の花」運動

「人権の花」運動とは、おもに小学校に花の種子・球根等を配布して、小学生の皆さんがお互いに協力しながら花を育てることによって、生命の尊さを実感し、また、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした、人権擁護委員等で構成される長崎地域人権啓発活動ネットワーク協議会による啓発活動で、昭和57年度から実施しています。



「人権の花」運動のようす／長崎市立坂本小学校提供

平成26年度「人権の花」運動の参加校

長崎市立愛宕小学校	長崎市立晴海台小学校
長崎市立日吉小学校	長崎市立三重小学校
長崎市立茂木小学校	長崎市立畝刈小学校
長崎市立坂本小学校	長崎市立鳴見台小学校
長崎市立銭座小学校	長崎市立横尾小学校
長崎市立三原小学校	長崎市立形上小学校
長崎市立野母崎小学校	聖マリア学院小学校
長崎市立蚊焼小学校	

※長崎市内は、15小学校で実施。

セクハラ・
パワハラ

暴行、虐待

DV、ストーカー

プライバシー
の侵害

もしも、人権が侵害されたら…

一人で悩まず **人権相談窓口** にご相談ください!



いじめ、体罰

名誉毀損^{きそん}

あらゆる差別

(全国共通)

- ・みんなの人権110番 TEL 0570-003-110
- ・女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810
- ・子どもの人権110番 TEL 0120-007-110 (フリーダイヤル)
- ・モバイル人権相談受付窓口 <https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

相談無料

秘密厳守

長崎地方法務局 人権擁護課 TEL 095-826-8127

〒850-8507 長崎市万才町8番16号

【受付時間 8:30~17:15 ただし、土曜・日曜・祝日・12/29~1/3を除く】

その他の相談窓口

《男女トラブルなどの相談》

長崎市男女共同参画推進センター アマランス (年末年始を除く)
(配偶者暴力相談支援センター) TEL 095-826-4417 (相談専用)

- | | | |
|-------------------|-----------|---------------------------|
| ・一般相談 | 毎日 | 10:00~12:00 / 13:00~16:00 |
| ・水曜夜間電話相談 (祝日を除く) | 水曜日 | 18:00~20:00 |
| ・心の健康相談 | 木曜日 / 月2回 | 13:00~16:00 |
| ・法律相談 (祝日を除く) | 金曜日 | 13:00~16:00 ※一般相談後、要予約 |



アマランスイメージキャラクター
アマラちゃん

《法的トラブルの電話相談》

法テラス(日本司法支援センター) TEL 0570-078374 (おなやみなし)

法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を提供します。

平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00

法テラス長崎 TEL 050-3383-5515

平日 9:00~17:00 (土日・祝日及び年末年始を除く)